

## 定期預金規定（抜粋）

（平成27年1月19日現在）

この規定（抜粋）は当行インターネット支店において取扱う、各種目別定期預金規定より（利息）部分を記載しています。ただし、各規定における通帳取引・印鑑取引・現金取引であることを前提とする条項は適用されないものとします。

《取扱い定期預金種目》

1. 自動継続スーパー定期〔自由金利型定期預金（M型）〕単利型
2. 自動継続スーパー定期〔自由金利型定期預金（M型）〕複利型
3. 自動継続自由金利型定期預金
4. 自動継続自由引出型定期預金（それいゆ）

### 1. 自動継続スーパー定期〔自由金利型定期預金（M型）〕規定（単利型）

（1）この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（継続後の預金については前記1.（2）の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の2年後、3年後、4年後、5年後および10年後の応当日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳記載の中間利払利率（継続後の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日に支払います。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自動継続自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は満期日に支払います。

（2）この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

① 預入日の1か月後、3か月後、6か月後および1年後の応当日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

② 自動継続自由金利型2年定期預金（M型）の中間払利息および満期払利息については、あらかじめ指定された方法により、次のとおり取扱います。

A 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。

B 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその自動継続自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にする預入期間1年の自由金利型定期預金（M型）

(以下「中間利息定期預金」といいます。)とし、その利率は、中間利払日における  
当行所定の利率を適用します。

満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元利金とともに合計して  
自動継続自由金利型2年定期預金(M型)に継続します。

- ③ 預入日の3年後、4年後、5年後および10年後の応当日を満期日としたこの預金の中間払利息は中間利払日に指定口座へ入金します。また、満期払利息はあらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- ④ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して、この預金の通帳とともに提出してください。

### (3) 利息分割受取型の取扱い

預入日の1年後、2年後、3年後、4年後、5年後および10年後の応当日を満期日としたこの預金について、利息分割受取型の中間利払周期の指定を受けたときは、前記(1)および(2)の規定にかかわらず、利息をあらかじめ指定された中間利払周期ごとに分割し、次により取扱います。

#### ① 分割した利息の支払日

あらかじめ指定された中間利払周期に応じて、満期日前に到来する次の日を分割した利息の支払日(以下「利息支払日」といいます。)とします。

##### A 中間利払周期が1か月ごとの場合

預入日(または書替継続日)の1か月ごとの応当日

##### B 中間利払周期が2か月ごとの場合

預入日(または書替継続日)の2か月ごとの応当日

##### C 中間利払周期が3か月ごとの場合

預入日(または書替継続日)の3か月ごとの応当日

##### D 中間利払周期が6か月ごとの場合

預入日(または書替継続日)の6か月ごとの応当日

#### ② 分割した利息の取扱い

前記①による利息支払日ごとに、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数および通帳記載の約定利率によって計算した利息額(以下「分割払利息」といいます。)を、利息の一部としてあらかじめ指定された預金口座に入金します。

- ③ 分割払利息(利息支払日が複数ある場合は各分割払利息の合計額)を差引いた利息の残額は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

ただし、前記②による分割払利息が指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の支払請求書に届出の印章により記名押印してこの預金の通帳とともに当店に提出してください。

- (4) 継続を停止した場合のこの預金の利息(中間払利息および分割払利息を除きます。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

- (5) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、および第5条第3項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、預入期間が4年未満の場合には当該利率が解約日現在における普通預金利率を下回るときは普通預金利率）によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息または分割払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払日または分割払利息の支払日が複数ある場合は各中間払利息または各分割払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

- ① 預入日の1か月後、3か月後、6か月後、1年後および2年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	約定利率×50%
C 1年以上2年未満	約定利率×70%

- ② 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	約定利率×40%
C 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
D 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
E 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
F 2年6か月以上3年未満	約定利率×90%

- ③ 預入日の4年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	約定利率×10%
C 1年以上1年6か月未満	約定利率×20%
D 1年6か月以上2年未満	約定利率×20%
E 2年以上2年6か月未満	約定利率×30%
F 2年6か月以上3年未満	約定利率×30%
G 3年以上4年未満	約定利率×60%

- ④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	約定利率×10%
C 1年以上1年6か月未満	約定利率×10%
D 1年6か月以上2年未満	約定利率×10%
E 2年以上2年6か月未満	約定利率×20%
F 2年6か月以上3年未満	約定利率×20%

G 3年以上4年未満 約定利率×40%

H 4年以上5年未満 約定利率×60%

⑤ 預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満 解約日における普通預金の利率

B 6か月以上2年未満 約定利率×10%

C 2年以上3年未満 約定利率×20%

D 3年以上4年未満 約定利率×30%

E 4年以上5年未満 約定利率×40%

F 5年以上6年未満 約定利率×50%

G 6年以上7年未満 約定利率×60%

H 7年以上8年未満 約定利率×70%

I 8年以上9年未満 約定利率×80%

J 9年以上10年未満 約定利率×90%

(6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

## 2. 自動継続スーパー定期〔自由金利型定期預金（M型）〕規定（複利型）

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（以下「約定利率」という。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、および第5条第3項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、預入期間が4年未満の場合には当該利率が解約日現在における普通預金利率を下回るときは普通預金利率）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

なお、当行がやむをえないものと認めてこの預金を預入日の1年後の応当日以降に1万円以上1万円単位の金額で満期日前に一部解約する場合にも、解約する部分についての利息は上記に準じて計算し、一部解約する預金の元金とともに支払います。

また、一部解約後の残りの預金について、満期日前に解約又は一部解約する場合も同様に取扱います。

① 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満 解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満 約定利率×40%

C 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%

D 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%

E 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%

F 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%

② 預入日の4年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満 解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満 約定利率×10%

C 1年以上1年6か月未満 約定利率×20%

D 1年6か月以上2年未満 約定利率×20%

E 2年以上2年6か月未満 約定利率×30%

F 2年6か月以上3年未満 約定利率×30%

G 3年以上4年未満 約定利率×60%

③ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満 解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満 約定利率×10%

C 1年以上1年6か月未満 約定利率×10%

D 1年6か月以上2年未満 約定利率×10%

E 2年以上2年6か月未満 約定利率×20%

F 2年6か月以上3年未満 約定利率×20%

G 3年以上4年未満 約定利率×40%

H 4年以上5年未満 約定利率×60%

④ 預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満 解約日における普通預金の利率

B 6か月以上2年未満 約定利率×10%

C 2年以上3年未満 約定利率×20%

D 3年以上4年未満 約定利率×30%

E 4年以上5年未満 約定利率×40%

F 5年以上6年未満 約定利率×50%

G 6年以上7年未満 約定利率×60%

H 7年以上8年未満 約定利率×70%

I 8年以上9年未満 約定利率×80%

J 9年以上10年未満 約定利率×90%

(4) この預金の預入金額が300万円以上で満期日前に一部解約をした結果、残りの金額が300万円未満となり満期日前に、再度、解約又は一部解約する場合の適用利率については、次により取扱います。

① 預入日から一部解約により300万円未満の金額となった日の前日までの利率については、その預入期間に応じて上記第3項の規定を適用します。

② 300万円未満の金額となった日から次の解約日の前日までの利率については、その預入期間に応じて上記第3項の①から④の利率算定式における約定利率を通帳記載の300万円未満利率とします。

(5) 上記第4項により300万円未満の金額となった預金の満期日が到来したときは、預入日

から一部解約により300万円未満の金額となった日の前日までの利率については通帳記載の約定利率を、300万円未満の金額となった日から満期日の前日までの利率については通帳記載の300万円未満利率を適用します。

(6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

### 3. 自動継続自由金利型定期預金規定

(1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、3.（1）および（2）において同じ。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および通帳記載の利率（継続後の預金については前記1.（2）の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の2年後、3年後、4年後、5年後および10年後の応当日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日に支払います。

② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は、満期日に支払います。

(2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

① 預入日の1か月後、3か月後、6か月後および1年後の応当日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

② 預入日の2年後、3年後、4年後、5年後および10年後の応当日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座へ入金します。

また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

③ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して、この預金の通帳とともに提出してください。

(3) 利息分割受取型の取扱い

預入日の1年後、2年後、3年後、4年後、5年後および10年後の応当日を満期日としたこの預金の利息について、利息分割受取型の中間利払周期の指定を受けたときは、前記（1）および（2）の規定にかかわらず、利息をあらかじめ指定された中間利払周期ごとに分割し、次により取扱います。

① 分割した利息の支払日

あらかじめ指定された中間利払周期に応じて、満期日前に到来する次の日を分割した利息の支払日（以下「利息支払日」といいます。）とします。

- A 中間利払周期が1か月ごとの場合  
預入日（または書替継続日）の1か月ごとの応当日
- B 中間利払周期が2か月ごとの場合  
預入日（または書替継続日）の2か月ごとの応当日
- C 中間利払周期が3か月ごとの場合  
預入日（または書替継続日）の3か月ごとの応当日
- D 中間利払周期が6か月ごとの場合  
預入日（または書替継続日）の6か月ごとの応当日

② 分割した利息の取扱い

前記①による利息支払日ごとに、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数および通帳記載の約定利率によって計算した利息額（以下「分割払利息」といいます。）を、利息の一部としてあらかじめ指定された預金口座に入金します。

③ 分割払利息（利息支払日が複数ある場合は各分割払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

ただし、前記②による分割払利息が指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の支払請求書に届出の印章により記名押印してこの預金の通帳とともに当店に提出してください。

(4) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息および分割払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(5) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、および第5条第3項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息または分割払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払日または分割払利息の支払日が複数ある場合は各中間払利息または各分割払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、最も低い利率。

A 解約日における普通預金の利率

B 約定利率×70%

C 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳記載の満期日（継続をしたときはその満期日）まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準

として算出した当行所定の利率をいいます。

- ② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率。

A 約定利率×70%

B 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

- (6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

#### 4. 自動継続自由引出型定期預金（それいゆ）規定

- (1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時、一部解約をするときは一部解約時）に預入日（継続をしたときはその継続日）から最長預入期限（解約するときは解約日、ただし、最長預入期限以後に解約するときは最長預入期限。一部解約をするときは一部解約日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（継続後の預金については上記1.（2）の利率）によって6か月複利の方法で計算します。ただし、当行がやむをえないものと認めて預入日の6ヵ月後の応当日以降に1万円以上の金額で一部解約をするときのこの預金の利息は、一部解約をする元金部分について計算します。

- ① 6か月以上1年未満
- ② 1年以上2年未満
- ③ 2年以上3年未満
- ④ 3年以上4年未満
- ⑤ 4年以上5年未満
- ⑥ 5年

- (2) 継続後の預金についても前（1）と同様の方法によります。

- (3) 継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座に入金するか、または元金に組入れて継続する方法により支払います。

ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の支払請求書に届出の印章により記名押印してこの預金の通帳とともに提出してください。

- (4) 解約または一部解約をするときのこの預金の利息は、解約または一部解約をする元金とともに支払います。

- (5) 継続を停止し、最長預入期限経過後にこの預金を解約する場合の利息は、この預金とともに支払います。なお、最長預入期限以後の利息は、最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- (6) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を預入日の6か月後の応当日前に解約する場合、および第6条第3項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日。）から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。



(7) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。